



氏名	おおたにみきこ 大谷美紀子
事務所	虎ノ門法律経済事務所
住所	〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル9階
電話	03-5501-2090
FAX	03-5501-2080

主な経歴

1987年 上智大学法学部国際関係法学科卒業
1990年 弁護士登録
1999年 コロンビア大学国際公共政策大学院修士課程修了(人権人道問題専攻)
2003年 東京大学法学政治学研究科修士課程専修コース修了(国際法)
2003年～ 東京家庭裁判所調停委員

自己紹介

日本で7年間弁護士の実務をした後、国際人権法の勉強をしにアメリカの大学院に留学し、夫と子ども2人と一緒に家族でアメリカで生活しました。その経験と、もともと、日本で外国人が弁護士を依頼するのに困難がある現状を改善したいと考えていたことから、1999年に日本に帰国し、弁護士業務を再開してからは、国際家事事件を特に扱うと決めて仕事をしてきました。現在の弁護士としての取扱分野は、ほぼ100%家事事件で、特に、離婚、子どもの親権・監護権、面会交流、養育費の問題を扱っています。取扱事件の半数以上が国際案件です。また、弁護士として実務を行う傍ら、国際人権問題の分野で活動が続けています。特に関心があるのは、女性・子ども・外国人の人権、人権教育です。主な所属団体は、日本家族＜社会と法＞学会、LAWASIA(家族法及び家族の権利セクション日本代表)、国際家族法弁護士アカデミー、国際法曹協会(女性弁護士インタレストグループ役員)等。弁護士会での活動は、東京弁護士会家族法部部員、日本弁護士連合会家事法制委員会委員、ハーグ条約に関するワーキンググループ副座長、国際人権問題委員会副委員長等。日本女性法律家協会(元副会長)、国際人権法学会(理事)、国際法学会、世界法学会、アジア国際法学会日本協会(理事)等。その他、日本仲裁人協会国際家事調停プロジェクトチーム、外国人ローヤリングネットワーク共同代表

あっせん人・仲裁人としてのコメント

私は家族法の問題は、できるだけ当事者たちの話し合いによって解決することが望ましいと考えています。特に、違う法制度や文化の背景をもつ国際結婚の夫婦の離婚に伴う子どもの問題は、どちらかの国のみの法律にしたがい裁判所で決定するのでは、当事者の一方にとっては納得しにくい結果となることが多く、それだけにより話し合いによる解決が適しています。そのためには、適切な調停制度が利用できることが必要であり、そのためのお手伝いができると思っています。

経験ある分野・担当可能な分野

家事事件、特に国際家事事件